

2019年（令和元年）6月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

防犯意識の普及啓発に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2019年（令和元年）5月27日付けで諮問（第968号）された防犯意識の普及啓発に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢北警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、捜査関係事項照会書が提出され、湘南台駅西口に設置している防犯カメラが記録した画像データの情報提供を求められた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、条例第12条第2項第2号の法令等に定めがあるときに該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当該照会に対する防犯カメラの画像データの目的外提供について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

湘南台駅西口設置の防犯カメラの2019年（令和元年）5月7日午後3時から午後4時までの画像データ

イ 目的外の提供先

神奈川県藤沢北警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

同条は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものだが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われたものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会に対する画像提供の具体的な必要性について、捜査機関である藤沢北警察署に問い合わせたところ、今回の照会の基になった事案は、湘南台駅西口出口Cの上りエスカレーターを降りた場所付近において、50歳代女性が、知人に突然背中や肩を殴られ、軽傷を負ったことから、被害届を提出し、傷害事案として警察が捜査を開始したものである。加害者が犯行に及んだ経緯は、被害者と以前から金銭関係のトラブルがあり、そのことが原因ではないかとのことであった。警察は、本事案の事実関係を知るための客観的な手掛かりを得る必要がある、現場に面しているコンビニエンスストアの店内に設置された防犯カメラを調べたが、当該防犯カメラは現場付近を撮影しておらず、本事案に関する手掛かりを得られなかったため、本市の防犯カメラの画像提供を求めた、とのことであった。

本市の防犯カメラに本事案の一部始終が記録されている可能性が高く、市の実施機関として、他の手段では代替することが困難なものと判断し、また、当該画像データにおける個人情報の内容と保護の必要性、及び本事案の事実関係を明らかにするという今回の提供の趣旨を勘案した結果、当該画像データを目的外に提供する必要があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する必要性について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データに映っている個人が本事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認している。また、目的外に提供する個人情報は、画像データであり、撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データから個人を特定することができないため、本人に個別に通知することは困難であることから、本件の照会における目的外提供においては、本人通知を省略する合理的な理由があると判断したものである。

(4) 画像データの提供方法

照会の対象となっている画像データは、カメラ本体内のSDカードに記録されており、その後、画像処理用パソコンにダウンロードし、仮保存した状態であることから、提供にあたっては、神奈川県藤沢北警察署司法警察員による確認を経て、当該司法警察員が必要と判断し、実施機関が適当と認めた部分のみを選択し提供することとする。

なお、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する「提供を受けるものが執る措置」を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

(5) 目的外に提供する時期

2019年（令和元年）6月13日

(6) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書（写し）

イ 回答書（案）

ウ 湘南台駅西口の防犯カメラ設置場所と事案発生現場の位置関係図

エ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について、捜査機関である藤沢北警察署に問い合わせたところ、今回の照会の基になった事案は、湘南台駅西口出口Cの上りエスカレーターを降りた場所付近において、50歳代女性が、知人に突然背中や肩を殴られ、軽傷を負ったことから、被害届を提出し、傷害事案として警察が捜査を開始したものである。加害者が犯行に及んだ経緯は、被害者と以前から金銭関係のトラブルがあり、そのことが原因ではないかとのことであった。警察は、本事案の事実関係を知るための客観的な手掛かりを得る必要がある、現場に面しているコンビニエンスストアの店内に設置された防犯カメラを調べたが、当該防犯カメラは現場付近を撮影しておらず、本事案に関する手掛かりを得られなかったため、本市の防犯カメラの画像提供を求めた、とのことであった。

なお、本市の防犯カメラに本事案の一部始終が記録されている可能性が高く、市の実施機関として、他の手段では代替することが困難なものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データに映っている個人が本事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当

該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認している。また、目的外に提供する個人情報、画像データであり、撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データから個人を特定することができないため、本人に個別に通知することは困難である。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上